

制限付一般競争入札を下記のとおり執行するので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 167 条の 6 の規定により公告する。

令和 7 年 10 月 1 日

泉南市長 山本 優真

1. 入札に付する事項

(1) 件名

泉南市キャッシュレス決済システム運用保守等業務

(2) 物品名及び数量

仕様書に定めるとおり。

(3) 納入場所

仕様書に定めるとおり。

(4) 納入期限

仕様書に定めるとおり。

2. 入札参加形態

単体企業によるものとする。

3. 入札に参加する者に必要な要件

入札参加者は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

- (1) 施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 大阪府内に本社又は営業所を有すること。
- (3) 公告の日から入札執行日までの間のいずれの日においても、泉南市建設工事等指名停止要綱（平成15年7月28日制定）に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
- (4) 公告の日から入札執行日までの間のいずれの日においても、泉南市暴力団等排除措置要綱（平成22年10月13日制定）に基づく入札参加除外の措置を受けていないこと。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号。）第 17 条第 1 項若しくは第 2 項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は更生手続開始の申立てをなされていない者であること。ただし、同法第 41 条第 1 項の更生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第 199 条第 1 項の更生計画の認可の決定があった場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は更生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。
- (6) 民事再生法第21条第 1 項又は第 2 項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第33条第 1 項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第174条第 1 項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- (7) 国税等を滞納している者でないこと。

4. 入札参加資格審査申請

- (1) 入札に参加しようとする者は、所定の期日までに次の書類（以下「申請書類等」という。）を

提出し、本市の制限付一般競争入札参加資格の審査を受けなければならない。

- 泉南市制限付一般競争入札参加資格審査申請書
- 実績に関する調書
- 質疑回答等の連絡先に関する調書
- 410円分の切手を貼付し、宛名を記載した長形 3 号の封筒（資格審査結果通知用）

令和 7 年度の泉南市物品関係入札等参加資格を有していない者については上記に加え、次のものを提出しなければならない。なお、証明書は、申請日から3ヶ月以内に発行されたものであること。

- 暴力団等排除に関する誓約書（市様式）
- 印鑑証明書（発行官公署様式）
- 使用印鑑届（市様式）
- 委任状（市様式）
- 履歴事項全部証明書（法人）（発行官公署様式）
- 代表者身分証明書（個人）（発行官公署様式）
- 納税証明書（法人：国税（法人税、消費税）様式その 3 の 3）『発行：税務署』、個人：国税（所得税・消費税）様式その 3 の 2『発行：税務署』
- 決算報告書（法人：貸借対照表、損益計算書（直前 1 年度分）、個人：確定申告書

- (2) 申請書類等は、本市指定の様式等を使用し、提出期間内に持参又は郵便により提出すること。
郵便により提出する場合は、記録の残る方法により、提出期間内に必着することを条件とする。
また、郵送時には必ず電話で会計課まで連絡を行うこと。

- (3) 提出された申請書類等は返却しない。

5. 申請書類等の用紙交付及び提出の期間・場所

- (1) 交付及び提出期間 令和 7 年10月 1 日(水)から令和 7 年10月10日(金)まで
午前10時から午後 4 時まで
(持参する場合は、土、日および正午から午後 1 時までを除く)

- (2) 交付及び提出場所（連絡先）

〒590-0592 泉南市樽井一丁目 1 番 1 号
泉南市役所 会計課（本庁舎 1 階）
電話番号 072-483-9034（直通）

なお、交付する申請書類等及びその他入札参加に必要な書類は、期間中に市ホームページからダウンロード可能。

(<https://www.city.sennan.lg.jp/kakuka/kaikei/11223.html>)

6. 入札参加資格の審査及び通知

申請書類等を審査した結果については、入札参加資格の有無にかかわらず、入札参加資格確認通知書（資格なしとした場合はその理由を付して）を令和 7 年10月17日（金）に電子メールにて送信するとともに、速達郵便でも発送する。

7. 仕様書等に関する質疑及び回答

(1) 仕様書等に関する質疑がある場合は、指定された様式（質疑書）で作成し、電子メールで送信すること。

- ① 質疑受付期間 令和7年10月1日（水）～令和7年10月10日（木）正午まで
- ② 送信先 泉南市会計課
- ③ e-mail kaikai@city.sennan.lg.jp
- ④ 着信確認 電子メール送信後、必ず電話で連絡を取ること。電話による着信確認を行わなかった場合、質疑は無かったものとして取り扱う。
電話番号 072-483-9034（直通）

(2) 全ての質疑と回答をとりまとめ、令和7年10月17日（金）午前10時頃、入札参加資格を有すると認めた申請者全てに対して、質疑回答等の連絡先に関する調書に記載している連絡先へ電子メールで送信する。

回答は泉南市会計課窓口においても閲覧に供する。

回答書閲覧期間 令和7年10月17日（金）から令和7年10月23日（木）まで
午前10時から午後4時まで
（土、日および正午から午後1時までを除く）

8. 入札に参加できない者

- (1) 本件の入札参加資格確認通知書の交付を受けていない者
- (2) 本件の入札参加資格確認通知書において参加資格が無いと通知を受けた者
- (3) 入札参加資格確認通知書の交付後、入札までの間に本市の指名停止等を受けた者

9. 入札保証金に関する事項

- (1) 令和7年度泉南市物品関係入札等参加資格を有する者については、泉南市財務規則第111条第3号により、免除とする。
- (2) 令和7年度泉南市物品関係入札等参加資格を有さない者が納付する入札保証金の額は、泉南市財務規則第109条の規定により、入札に参加しようとする者の見積もる契約予定金額の100分の3に相当する額以上とする。
- (3) 令和7年度泉南市物品関係入札等参加資格を有さないものが、納付する入札保証金は、現金又は泉南市財務規則第80条各号に掲げる有価証券で納めること。
- (4) 令和7年度泉南市物品関係入札等参加資格を有さないものが、行う入札において、泉南市財務規則第111条第1号又は、同条第2号に該当する場合は、入札保証金を免除とする。
- (5) 落札者が当市指定の期限までに、契約を締結しないときは、落札金額の100分の3に相当する額の違約金を徴収する。

10. 契約条項を示す場所及び期間

泉南市財務規則（昭和59年 規則第4号）、泉南市建設工事等指名停止要綱（平成15年制定）、泉南市暴力団等排除措置要綱（平成22年制定）等については、泉南市会計課において公告の日から入札の日までの期間、閲覧することができる。

11. 入札方法

- (1) 入札書は「郵便入札について」の記載内容に従い、郵送又は持参により提出すること。なお、郵送により提出する場合は、記録の残る方法により、下記の提出期間内に必着することを条件とする。また、郵送時には必ず電話で会計課まで連絡を行うこと。
- (2) 入札書の提出期間 令和 7 年10月17日（金）から令和 7 年10月23日（木）までの午前 9 時から午後 5 時30分までおよび令和 7 年10月24日（金）は午前11時00分までとする。
（持参する場合は、土、日および正午から午後 1 時までを除く）
- (3) 入札書の提出場所 5 (2)に記載の場所と同じ
- (4) 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額とするので、入札者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (5) 入札回数は、3 回を限度とし、2 回目および3 回目の入札を執行する場合は別途通知する。また、入札書は申請書等と一緒に事前に交付する。
- (6) 本入札については、最低制限価格を設けない。

12. 予定価格の公表(事後公表)

落札者決定後に公表する。

13. 入札の日時及び場所

- (1) 入札執行日 令和 7 年10月24日（金）午前11時00分
- (2) 入札執行場所 泉南市樽井一丁目 1 番 1 号
泉南市役所 市民相談室（本庁舎 1 階）

14. 落札者の決定に関する留意事項

- (1) 入札を行った者のうち、予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき価格の入札を行った者が 2 人以上あるときは、抽選により落札者を決定する。
- (3) 市長は、入札に関し不正な行為が行われたおそれがあると認めたときは、落札者の決定を保留することができる。

15. 入札の無効

本公告に示した入札に参加する資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札、並びに入札要領において示した条件等、入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

なお、本市により入札参加資格を確認された者であっても、当該確認の後、入札時点において入札に参加する資格のない者のした入札は、無効とする。

16. 入札の中止等

入札前に天災、地変その他やむを得ない事由が生じたときは、入札を延期または中止する場合がある。

17. 契約保証金に関する事項

落札者は、本市との契約の締結前に、契約金額を 1 年間当たりの額に換算した額の100分の10

に相当する額以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、次のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができる。

- (1) 債務の不履行により生ずる損害金の支払を填補する履行保証保険契約を締結した場合。
- (2) 落札者が過去2年間の間に本市、国又は他の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を複数回にわたって履行した実績があり、実績を記載した契約保証金免除申請書を提出し本市が承認した場合。

18. 契約の締結

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) 契約金額は、入札内訳書に記載された導入費用、及び月額費用の内訳：端末利用料（1台）、POS利用料（1台）、事務手数料の金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切捨てた金額）とする。
- (3) 落札者は、落札決定通知の日から起算して5日以内に契約を締結しなければならない。期間内に契約を締結しない場合は、落札者としての権利を失う。

19. 支払条件

契約者からの請求により、導入経費は納入検査合格後、支払うものとし、月額費用は翌月支払うものとする。

20. 契約不適合の担保期間

泉南市が契約不適合を知ったときから1年

21. その他

入札参加者は、仕様書等を熟読し、地方自治法、同法施行令、泉南市財務規則、入札要領等を遵守すること。

22. 問合せ先

泉南市樽井一丁目1番1号

泉南市役所 会計課（本庁舎1階）

電話 072-483-9034（直通）